

横浜市子ども・子育て支援法確認事務等取扱要綱

制 定 平成 27 年 1 月 30 日こ企第 813 号（局長決裁）

最近改正 令和 8 年 3 月 5 日ここ施第 1056 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）

第 31 条、第 43 条及び第 54 条の 2 に規定する確認について、子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号。以下「規則」という。）に定める事項について必要な事項を定める。

（定義）

第 2 条 この要綱における用語の意義は、法の例による。

（確認申請に係る様式等）

第 3 条 規則第 29 条若しくは第 39 条に規定する確認を受けようとする者（法第 7 条第 4 項に規定する幼稚園を除く。以下「幼稚園」という。）又は第 44 条の 2 において準用する第 39 条に規定する確認を受けようとする者は、別に定める様式により、必要な書類を添えて提出しなければならない。

2 規則第 29 条及び第 39 条に規定する確認を受けようとする幼稚園は、確認申請書（第 1 号様式）を必要な書類を添えて提出しなければならない。

3 前項の申請をするにあたっては、規則第 29 条第 15 号又は第 39 条第 15 号に規定する誓約書（第 3 号様式）を添付しなければならない。

4 第 2 項の申請書の提出があった場合において、市長は審査の結果、法第 31 条又は第 43 条に規定する確認を行ったときは確認通知書（第 2 号様式）により、確認の要件を満たさないときは確認却下通知書（第 4 号様式）により、当該申請者へ通知する。

（利用定員の増員に係る確認変更申請に係る様式等）

第 4 条 規則第 31 条若しくは第 40 条に規定する確認の変更を受けようとする者（幼稚園を除く）又は第 44 条の 2 において準用する第 40 条に規定する確認を受けようとする者は、別に定める様式により、必要な書類を添えて提出しなければならない。

2 規則第 31 条及び第 40 条に規定する確認の変更を受けようとする幼稚園は、確認変更申請書（第 5 号様式）を必要な書類を添えて提出しなければならない。

3 前項の申請書の提出があった場合において、市長は審査等の結果、当該確認変更を認めるときは確認変更通知書（第 6 号様式）により、当該確認変更を認めないときは確認変更却下通知書（第 7 号様式）により、当該申請者へ通知する。

（確認の変更届等に係る様式等）

第 5 条 規則第 33 条若しくは第 41 条に規定する確認の内容に変更があった者（幼稚園を

除く)又は第44条の2において準用する第41条に規定する確認を受けようとする者は、別に定める様式により、必要な書類を添えて届け出なければならない。

- 2 規則第33条又は第41条に規定する確認の内容に変更があった幼稚園は、特定教育・保育施設確認内容変更届(第8号様式)に必要な書類を添えて届け出なければならない。
- 3 前項に規定する届出のうち、設置者の役員又はその長の変更に伴うものについては、規則第33条第2項又は第41条第2項に基づき、第3条第2項に規定する誓約書(第3号様式)を添付するものとする。

(確認の辞退に係る様式等)

第6条 法第36条、第48条又は第54条の2において準用する第48条の規定により確認を辞退する場合には、確認辞退届出書(第9号様式)による。

- 2 前項の届出があった場合において、市長は当該届出を受理した旨(第10号様式)を通知する。

(勧告、命令等に係る様式等)

第7条 市長は、法第39条第1項、第51条第1項又は第54条の2において準用する第51条第1項の規定により、特定教育・保育の設置者、特定地域型保育事業者又は特定乳児等通園支援事業者に対し、勧告書(第11号様式)により勧告することができる。

- 2 市長は、法第39条第4項、第51条第3項又は第54条の2において準用する第51条第3項の規定により、前項の勧告に対し正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった者に対し、命令書(第12号様式)により当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(確認の取消に係る様式等)

第8条 市長は、法第40条、第52条又は第54条の2において準用する第52条の規定により、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の確認を、確認取消通知書(第13号様式)により取り消し、また確認効力停止通知書(第14号様式)によりその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

(業務管理体制の整備に関する事項の届出等)

第9条 特定教育・保育提供者は、規則第46条の規定に基づき、業務管理体制の整備に関する届出書(第15号様式)を提出しなければならない。

- 2 特定教育・保育提供者は、前項に規定する届出事項に変更があったときは、業務管理体制の整備に関する変更届出書(第16号様式)を提出しなければならない。
- 3 市長は、法第57条第1項の規定により、特定教育・保育提供者に対して、業務管理体制の整備に関する勧告書(第17号様式)により、適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。
- 4 市長は、法第57条第3項の規定により、前項に規定する勧告に係る措置をとらなかった特定教育・保育提供者に対して、業務管理体制の整備に関する命令書(第18号様式)により、その勧告に係る措置をとるべきことを命じることができる。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 27 年 2 月 1 日から施行する。

(みなし確認等)

- 2 法附則第 7 条ただし書に規定する経過措置に関する事項について、以下のとおり定める。
 - (1) みなし認定こども園等は、規則附則第 6 条の規定により、みなし確認に関する書類（みなし第 1 号様式）を、誓約書（みなし第 2 号様式）、過去 3 年間の利用人数（みなし第 3 号様式）のほか、必要な図書を添えて提出しなければならない。
 - (2) 市長は、前号の書類を収受したときは、当該図書を収受した旨（みなし第 4 号様式）を通知する。
 - (3) 規則附則第 4 条に規定する申出をする者は、別段の申出書（みなし第 5 号様式）を提出しなければならない。
 - (4) 前号の届出があった場合において、市長は当該届出を受理した旨（みなし第 6 号様式）を通知する。

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 12 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

第 9 号様式 削除

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。